

育児・介護復職者支援短時間勤務非常勤医員応募採用基準

「育児・介護復職者支援短時間勤務非常勤医員」制度の応募採用者を選考する基準について、以下のとおり基準を定める。

(趣旨)

1. 育児・介護復職者支援短時間勤務非常勤医員制度（以下「本制度」という）の主目的・趣旨は、現在産前産後休暇・育児休業中、介護休業中、もしくは出産、介護により離職した医師で臨床現場への復職を目指す医師への復職支援である。

(応募者の資格)

2. 応募対象者は原則として産前産後休暇・育児休業中、介護休業中、もしくは出産、介護により離職した神戸大学医学部附属病院にまつわる医師が復職する場合の利用とする。（但し神戸大学医学部附属病院診療科長等の推薦を受けた者）
3. 応募対象者は本制度の趣旨を理解し、育児・介護復職者支援短時間勤務非常勤医員による復職が次に向けてのステップアップと捉える事ができる医師とする。
 - 1) 就労後半年・1年等、年度ごとに次のステップを具体的に考えることができる。
 - 2) 勤務意欲旺盛な優秀な人材であること。

(定員)

4. 各診療科、及び神戸大学医学部附属病院内で勤務可能な育児・介護復職者支援短時間勤務非常勤医員の人数は下記に定める。
 - 1) 各診療科等における最大採用人数の上限は原則2名（2人×12月、延べ人数24人）。
 - 2) 病院全体の定員は原則20名。但し下記の場合は都度検討、相談を持ってこれに充てる。
 - 1) 医員枠に余裕がある場合。
 - 2) 採用人数が20名を超える場合

(制度利用の期限)

5. 神戸大学基準の育児短時間勤務制度に準じ制度利用期限は小学校就学前までとする。但し、広く多くの診療科、復職希望者への復職の機会を与えるため、本制度の利用期間は、上記期限内でかつ上限を3年とする。

(更新)

6. 制度利用の更新は1年ごととし、更新（延長）申請は、医員、専攻医の更新手続きと同様の書式を人事係へ提出する。
合わせて、D&Nplus ブラッシュアップセンターへもそのコピーを提出する。

(年度評価)

7. 就労1年ごとに診療科長の評価を D&Nplus ブラッシュアップセンターへ提出する。

(採点基準)

8. 点数形式にした採点基準を制定する。

(その他)

9. この基準は平成23年4月1日より実施するものとする。